

「北九州市障害者計画」の基本的な施策の実施状況

分野4. 教育の振興(インクルーシブ教育システムの推進)				
分野目標	障害の有無によって分け隔てられることなく、誰もが相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、障害の有無にかかわらず、可能な限り共に教育を受けることのできる仕組みを構築するとともに、障害に対する理解を深めるための取り組みを推進します。 また、障害のある人が社会においてその能力を発揮し、自己実現を図ることができるよう、障害のある人が学校教育のみならず生涯にわたってその年齢、能力、障害の特性等を踏まえた教育を受けられるよう取り組みます。			
番号	基本的な施策			所管課
(1) インクルーシブ教育システムの推進				
合理的配慮を含む必要な支援を受けながら、障害のある子どもと他の子どもが、交流や共同学習等を通じて、共に育ちあう取り組みを進めます。				
4-(1)-1	多様な学びの場の整備			
	インクルーシブ教育の理念を踏まえ、障害の有無にかかわらず、子どもたちが同じ場でともに学べるように努めるとともに、個別の教育的ニーズのある子どもたちに対して、自立と社会参加を見据えて、その時点において教育的ニーズにもっと的確に応える指導を提供できるよう、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある「多様な学びの場」を整備します。			
令和5年度 実施状況	○児童生徒の障害の状況や地域的な設置状況等を踏まえながら、特別支援教育を行う場の整備を行いました。 (令和5年5月1日現在) ・特別支援学校 8校 ・特別支援学級 413学級 ・特別支援教室 160教室	現状の課題・ 今後の見通し	○地域格差の解消や知的障害、自閉症・情緒障害、難聴、病弱・身体虚弱のニーズに応じた小・中学校への特別支援学級の計画的な設置を関係各課と連携しながら進めていきます。 ○通常の学級に在籍する発達障害などの児童生徒が、通級指導教室設置校に通うことなく、在籍校で特別な指導が受けられる特別支援教室の充実を図ります。(令和3年度より小学校、令和5年度より中学校で全面実施)	教育委員会特別支援教育課、施設課、学事課
4-(1)-2	医療・保健・福祉等の関係機関との連携			
	「北九州市特別支援教育推進プラン」に示すとおり、一人ひとりに着目した連続性のある指導・支援の充実に向け、医療・保健・福祉等の関係機関との連携を図ります。 また、それぞれの「学びの場」における指導・支援のあり方について教職員や保護者に対し助言を行うことにより、より一層の特別支援教育の充実に努めます。			
令和5年度 実施状況	○幼稚園、小・中・特別支援学校、特別支援教育相談センター及び関係機関が、それぞれの機能を活かした相談支援を行います。また、関係機関と連携した相談支援を進めました。 ・相談支援 2,465件	現状の課題・ 今後の見通し	○保健福祉局、子ども家庭局等関連部局との情報共有を図り、障害のある子どもに対する支援体制の在り方について協議を行っています。	教育委員会特別支援教育相談センター
4-(1)-3	障害のある子どもの就学先の決定			
	障害のある子どもの就学先は、本人・保護者に対して十分に情報を提供するとともに、子ども一人ひとりの障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から検討し、教育支援委員会と保護者が建設的対話による合意形成を図ったうえで適切に決定します。 また、障害のある子どもたちの発達の程度、適応の状況等に応じて、柔軟に「学びの場」を変更できることについて、関係者への周知を図ります。			
令和5年度 実施状況	○子どもの障害の状態や特性を理解し、本人や保護者の意見の聴取を行う就学先決定の仕組みを整えました。また、就学先等の変更について本人・保護者が相談できる、就学相談会を実施しました。 ・就学相談 1,512件	現状の課題・ 今後の見通し	○関係機関と連携した相談支援を進めます。保健福祉局、子ども家庭局等関連部局との情報共有を図り、障害のある子どもに対する支援体制の在り方について協議を行うなど、連携を図ります。 ○分かりやすい相談窓口の提示に向け、ホームページ上での情報提供を行います。	教育委員会特別支援教育相談センター
4-(1)-4	障害のある子どもたちに対する合理的配慮の提供			
	障害のある子どもたちに対する合理的配慮の提供にあたっては、情報保障やコミュニケーションの方法について配慮するとともに、一人ひとりの障害の状態や教育的ニーズ等に応じて学校と本人・保護者間で建設的な対話による合意形成を図った上で決定し、その内容を個別的教育支援計画へ明記します。 また、合理的配慮は、障害のある子どもたちの状況に応じて適切に提供されることが望ましいことを、個別的就学相談等での面談や広報等によって、保護者や関係者に対して周知します。			
令和5年度 実施状況	○教職員や保護者に対して障害のある子どもへの合理的配慮の提供に対する助言を行うとともに、個別的教育支援計画の作成を支援しました。 ・個別的教育支援計画 4,697人	現状の課題・ 今後の見通し	○個別的教育支援計画の必要性や有効性について、教職員に研修等を通して周知するとともに、保護者に対して理解促進を図り、計画の策定・活用により切れ目のない一貫した支援を推進します。	教育委員会特別支援教育課

「北九州市障害者計画」の基本的な施策の実施状況

番号	基本的な施策			所管課
4-(1)-5	校内支援体制の構築			
	校長のリーダーシップの下、特別支援教育コーディネーター(特別支援教育を推進する教員)を中心とした校内支援体制を構築します。 また、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、看護師、言語聴覚士(ST)、作業療法士(OT)、理学療法士(PT)等の外部専門家及び学校支援講師等の活用を図ることで、学校が組織として、障害のある子どもたちの多様なニーズに応じた支援を提供します。			
令和5年度 実施状況	○幼稚園・小・中学校等は特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制を構築し、関係機関と連携を図りながら、障害のある子どもに適切な指導や支援を行いました。 ・特別支援教育コーディネーター 476人 ・特別支援学級補助講師 55人	現状の課題・ 今後の見通し	○特別支援教育コーディネーターの専門性の向上に向け、研修内容の専門性や実践性の充実を図るとともに、特別支援教育相談センターの専門相談員の活用の拡大を図ります。 ○特別支援教育コーディネーターの複数配置により、校内でのOJTを推進し、切れ目ない支援を行います。	教育委員会教職員課、特別支援教育課
4-(1)-6	心身の発達が気になる子どもへの関わり			
	早期のうちに障害に気づき、適切な支援につなげるため、心身の発達が気になる子どもに早い時期から関わり、早期発見の取り組みを強化するとともに、医療・保健・福祉等との連携の下、乳幼児に対する健康診査や就学時の健康診断の結果、入学後の児童生徒の状態等を踏まえ、障害の有無に関わらず、本人や保護者に対する早期からの教育相談・支援体制の充実を図ります。			
令和5年度 実施状況	○特別な支援が必要又は、その可能性がある幼児、その保護者、教職員に対する早期教育相談や早期巡回相談を実施し、関係機関との連携を図りながら適切な指導・支援についての助言を行いました。 ・早期教育相談/早期巡回相談 386回	現状の課題・ 今後の見通し	○複数回の訪問を設定し、対象幼児の行動観察を行うとともに、特別支援教育コーディネーター等の支援者が園(所)内で活躍できるような具体的な指導助言を行うことで、幼稚園・保育所(園)の相談支援体制整備に努めます。	教育委員会特別支援教育相談センター
4-(1)-7	個別の教育支援計画に基づく支援			
	障害のある子どもに対して適切な療育や指導、必要な支援を行うため個別の教育支援計画を作成するとともに、個別の教育支援計画等に基づく幼児期や学齢期を通じた一貫した支援を行います。 また、教育支援計画の内容が次の就学先や就労先等に正しくかつ確実に繋がるよう、その必要性や有効性について教職員に対する研修の中で周知し、積極的な活用を図ります。			
令和5年度 実施状況	○小・中学校に対して個別の教育支援計画に基づく適切な支援が行われるよう指導・助言を行うとともに、計画の内容が次の就労先に適切に引継がれるよう周知を図りました。 ・個別の教育支援計画作成にかかる連絡会議	現状の課題・ 今後の見通し	○個別の教育支援計画の必要性や有効性について、教職員に研修等を通して周知するとともに、保護者に対して理解促進を図り、計画の策定・活用により、切れ目のない一貫した支援を推進します。	教育委員会特別支援教育課
令和5年度 実施状況	○早期教育相談、巡回相談、教育相談等の場を通じて、障害のある子どもに対して必要な支援を一貫して行うための個別の教育支援計画について周知し、その作成に際して適切な助言を行いました。 ・早期教育相談/早期巡回相談/教育相談/巡回相談 1,929回 ・個別教育支援計画作成助言 122件 ○特別な支援が必要な幼児児童の情報について、小学校、特別支援学校入学時における相互の連絡体制、情報共有機能を強化しました。 ・相談支援体制整備 68校	現状の課題・ 今後の見通し	○小学校入学後も継続的な支援の必要性を伝え、個別の教育支援計画の作成を保護者と学校、幼稚園・保育所(園)に促していくとともに、確実な引継ぎを支援します。 ○新小学1年生の保護者と幼稚園・保育所(園)などの施設関係者を対象にした就学相談説明会を実施します。その際に、早期からの特別支援教育の重要性と各相談事業について丁寧な説明を行います。	教育委員会特別支援教育相談センター
4-(1)-8	子どもたちに対する支援の検討会議の開催			
	本人や保護者等から相談を受け、関係機関との連携が必要なケースについては校内支援委員会を中心とした、子どもたちに対する支援の検討会議を開催し、個別の教育支援計画等に基づく関係機関との連携や支援の充実を図ります。			
令和5年度 実施状況	○幼稚園と小学校、中学校、特別支援学校は、必要に応じて、校内支援委員会を中心とした子どもの支援に関する検討会議を開催し、個別の教育支援計画に基づく関係機関との連携や支援の充実を図りました。 ・校内支援委員会設置校 202校	現状の課題・ 今後の見通し	○保健福祉局、子ども家庭局等関連部局との情報共有を図り、障害のある幼児児童生徒に対する支援体制の在り方について協議を行います。 ○早期からの特別支援教育の重要性と継続的な支援の必要性を伝え、個別の教育支援計画の作成を保護者と幼稚園・保育所(園)に促していくとともに、確実な引継ぎを支援します。	教育委員会特別支援教育課